

## 休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。これらの異動事由に該当するお取引をされた場合は、お取引日等が最終異動日となります。休眠預金等とは最終異動日から10年を経過した預金等を行います。

### (1) 総合口座

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）
  - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

### (2) 普通預金、普通預金（個人用）

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）
  - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

### (3) 貯蓄預金

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）
  - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

### (4) 当座勘定（一般用）、当座勘定（専用約束手形口用）、納税準備預金、納税準備預金（個人用）

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）
  - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

**(5) 通知預金、通知預金（個人用）**

- ① 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
- ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）
  - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

**(6) 定期預金（共通）、定期預金（共通）（個人用）**

- ① 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
- ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）
  - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳にあつては記帳する取引がなかった場合を除きます。）
- ④ 総合口座取引規定、積立定期預金「あったか夢物語」取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

**(7) 積立定期預金、積立定期預金（個人用）、積立定期預金（期日指定定期預金型）  
積立定期預金（期日指定定期預金型個人用）、定期積金、定期積金（個人用）**

- ① 引出し、預入れ、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
- ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）
  - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

**(8) 積立定期預金「あったか夢物語」、積立定期預金「あったか夢物語」（個人用）**

- ① 引出し、預入れ、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
- ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）
  - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ ひめぎん積立定期預金「あったか夢物語」取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

**(9) 四国八十八カ所支店普通預金**

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）
  - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- ④ 四国八十八カ所支店取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

**(10) 100万円限定だんだん定期預金、マイルプラス定期預金、マイルスマイル定期預金、  
四国八十八カ所支店定期預金**

- ① 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
- ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます）の対象となっている場合に限り）
  - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 四国八十八カ所支店取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

(2019年4月1日)